

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 25日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規程第4号

佐用町介護保険料徴収猶予及び減免規程の一部を改正する規程

佐用町介護保険料徴収猶予及び減免規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8年 3月 25日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規程第4号

佐用町介護保険料徴収猶予及び減免規程の一部を改正する規程

佐用町介護保険料徴収猶予及び減免規程（平成17年佐用町規程第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第11条第1項第5号に該当する者

第4条に次の1項を加える。

7 その他町長が特に認める者

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。